



保険セクターの国際的な 規制の動向

(Vol. 7, 2021年1月～2月)



保険セクターの国際的な規制の動向（2021年1月～2月）

内容

A: UNEP PSI、気候変動リスク評価にかかる報告書を公表（1月19日）	3
B: 香港 IA、保険リンク証券にかかる新規則を最終化（1月19日）	4
C: FSB、2021年作業プログラムを公表（1月20日）	5
D: EIOPA、流動性ストレス・テストの方法論原則に関する文書を公表（1月26日）	6
E: EIOPA、オープン・インシュアランスに関する市中協議を開始（1月28日）	7
F: EIOPA、資本要件の追加に関する年次報告書を公表（1月28日）	8
G: 豪 APRA、2021年の監督方針を発表（2月1日）	8
H: EC、欧州監督機構に対してデジタル金融にかかる技術的助言を求める（2月2日）	10
I: 英 PRA、ゼロ金利への対応にかかるフォローアップ・レターを発出（2月4日）	11
J: 米 NY州当局、サイバー保険の引受にかかるガイダンスを発出（2月4日）	11
K: ESAs、欧州サステナブル金融開示規則の技術的基準案を欧州委員会に提出（2月4日）	12
L: 米 NAIC、2021年の優先課題を公表（2月9日）	13
M: ESAs、デジタル・オペレーショナル・レジリエンスにかかる意見を表明（2月9日）	14
N: 英政府、グリーン・ファイナンスの研究機関に資金を拠出（2月15日）	15

A: UNEP PSI、気候変動リスク評価にかかる報告書を公表（1月19日）

- 国連環境計画（UNEP）の持続可能な保険原則イニシアチブ（PSI）は、2020年1月、世界22社の大手保険会社および再保険会社が参加したパイロット・プロジェクトの最終報告書を公表した。同プロジェクトの目的は、保険引受ポートフォリオにおける気候変動関連のリスクと機会を、TCFD提言の中心的な要素である「気候変動シナリオに基づくフォワードルッキングな方法」で特定し、評価し、開示するための一貫性かつ透明性の高い分析手法を開発することである。
- 同プロジェクトにおける気候変動リスクと機会の分析は、物理的リスク、移行リスク、訴訟リスクの3つのカテゴリーについて実施された。なお、リスク評価を首尾一貫したアプローチに完全に統合するには、3つのカテゴリーの相互作用や相殺・累積的影響などの考察が必要となるが、それらについては今後の研究に委ねられた。

- 報告書の主な内容は以下のとおり。

➤ 物理的リスク：

- 用いられたシナリオ分析の枠組み：①範囲の定義（対象とする危険、地域、ビジネス・ラインを選定。）、②物理的リスクによる影響の経路の定義（危険の変化が、セクター、ビジネス・ライン、主要な保険指標、保険会社の戦略それぞれに与える影響を評価。）、③公開されている気候データの入手、④モデリング・アプローチの開発（気候データと保険データの統合を含む。）、⑤モデルの組成、⑥結果（スケーリング係数への調整値）の算出、という6段階アプローチ。
- 気候シナリオとして、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第5次評価報告書（AR5）におけるRCP 4.5（2°C目標を超えるシナリオ）とRCP 8.5（4°Cを超えるシナリオ）を用い、2030年と2050年の2つの時間軸で、①河川の氾濫（英国ロンドン、カナダ・オンタリオ、ノルウェー・オスロ）、②湾岸部の洪水（カナダ・ノバスコシア）、③熱帯低気圧（日本、米国ガルフコースト）の3つのハザードについて、財産保険への影響を事例研究として分析。
- 財務上の影響度分析のためのモデリング・アプローチを開発するに際して、将来の潜在的な気候変動による影響を反映するために、集積超過確率（AEP）曲線（※損害額の超過確率（EP）曲線は、保険会社が潜在的な財務上の損失を把握するために用いられる重要な指標であり、一般的には大規模災害モデルで計算される。）をスケーリング係数で調整することに焦点が当てられた。例えば、日本の熱帯低気圧の影響については、海面上昇が沿岸部で高潮のリスクを増大させるとして、海面上昇の予測（中央値の水準）から導かれた日本沿岸のスケーリング係数は、異なる再現期間について、「2030年の時間軸でRCP4.5」の場合には1.12から1.15の範囲（＝損害は12%から15%増加）、「2050年の時間軸でRCP8.5」の場合には1.28から1.33の範囲（＝損害は28%から33%増加）となった。
- 今後の課題は、分析の範囲の拡大、データの質の向上、個社データの利用、モデルの改善、など。

➤ 移行リスク：

- 移行リスクへのアプローチは、一貫性のあるデータやモデルが十分ではないことなどから、物理的リスクほど定量的なものではない。用いられたシナリオ分析の枠組みは、結果が収益および保険金額の変化として算出される点以外は、物理的リスクのそれとほぼ同様。
- 気候シナリオとして国際エネルギー機関（IEA）のエネルギー技術の開発見通しに関する年次報告書（ETP）2017における2°Cシナリオおよび2°Cを十分に下回るシナリオ、ならびに世界エネルギー見通し（WEO）2018に

おける持続可能な開発シナリオ（SDS）を用い、2030年と2050年の2つの時間軸で、移行リスクが特に高いと考えられる①欧州のエネルギー保険、②オーストラリアの不動産保険の2つについて、財産保険等への影響を事例研究として分析。

- 欧州のエネルギー保険については、フランスとポーランドのエネルギー関連の財産保険（発電設備の物理的損傷と事業中断を補償）と生産不足保険（日照や風が不足し再生可能エネルギー発電設備が必要電力を生産できないことを補償）が対象とされた。再生可能エネルギーの需要の高まりに伴う将来の設備容量（＝エネルギー供給の代理変数）等の変化から、両保険の契約数・保険金額・収益性の変化を定量的に計算するロジックが組み立てられ、影響度が測定された。
- オーストラリアの不動産保険については、財産保険（特に火災保険と建設工事保険）が対象とされた。建物種類毎のGDP成長率、改修率（必要脱炭素率、炭素削減係数、および床面積維持係数で構成。）等から、同保険の契約数・保険金額・収益性の変化を定量的に計算するロジックが組み立てられ、影響度が測定された。例えば、建築物の寿命を50年と仮定すると、2030年の改修率は30%以上になり、建設工事保険の契約数は2020年から2030年にかけて年間約3%増加することが見込まれる。
- 今後の課題は、物理的リスクで挙げたもののほか、移行リスクと物理的リスクを統合したモデルの検討など。

➤ 訴訟リスク：

- 定義：気候変動に関連する訴訟や、ビジネス・レベル（保険引受、資産運用、保険募集等）および企業レベル（情報開示、取締役の責任等）での法令違反に関するリスク。
- リスク評価の枠組み：少なくとも、①訴訟が提起される可能性（財産や付資産の気候変動への脆弱性、法規制が拡大する、あるいは、気候に関する新しい権利や義務が創設される程度等。）、②訴訟が成功する可能性（原告としての適格性、原告が被った損害の個別性の立証可能性、訴訟を提起する裁判所の適格性、原告が被った損害と被告の行為との間の因果関係の立証可能性等。）、③対応に要するコスト（裁判所命令が開示の訂正または補足のみかどうか、被告に気候変動への適応コストの支払責任が生じるかどうか、原告が積極的な削減目標の設定を政府に強いることに成功するかどうか等。）、の3つの要素を考慮しなければならない。
- 提起可能な訴訟の類型としては、①化石燃料の生産、促進、温暖化ガス排出にかかる訴訟、②気候変動の物理的影響にかかる訴訟、③規制違反にかかる訴訟、などが挙げられる。

インプリケーション：本報告書は、TCFD提言に沿った開示を行うにあたり、物理的リスク、移行リスク、訴訟リスクの3つのリスクを統合的かつ定量的に評価していくための最初のステップとして参考にしていただける実務的な報告書であると考えられる。本報告書では、（資産サイドではなく）気候変動リスクの保険引受（＝負債サイド）への影響の評価を試みているほか、透明性の向上の観点から公開情報をベースとした評価の枠組みを構築しており、これらは他の同種の報告書と異なる点であると考えられる。

（出所） [UNEP FI & PSI 'Insuring the climate transition – The final report on the project of UN Environment Programme's Principles for Sustainable Insurance Initiative to pilot the TCFD recommendations'](#)

B: 香港 IA、保険リンク証券にかかる新規則を最終化（1月19日）

- 香港保険監督局（IA）は、2020年9月に市中協議に付した保険リンク証券（Insurance-Linked Securities: ILS）の発行にかかる新たな規則「Insurance (Special Purpose Business) Rules」を最終化した。ILSは、保険の証券化を通じて発行

される証券と定義され、一般的な個人投資家に適した金融商品であるとは考えられていない。

- 香港では、2020年7月に改正された保険命令（Insurance Ordinance）において、特別目的保険会社（Special Purpose Insurer: SPI）を通じたILSの発行が可能とされた。9月に公表された同規則の市中協議案では、①適格投資家の定義、②最低投資額、③罰則の規定、の3つが大きなポイントとされていたところ、それぞれ以下のとおり決定された。
 - 適格投資家の範囲：ILSは複雑な構造を有しており、一般的な個人投資家に適したものではない。したがって、適格投資家の範囲を、市中協議案のとおりに「①銀行あるいは認可金融機関、②保険会社、③投資サービスの提供を業とする法人、④政府、中央銀行、国際機関、⑤取引所、⑥集団投資スキーム（香港証券先物委員会（SFC）によって認可されたリテール・ファンド、強制退職年金基金（MPFファンド）、MPFファンドが投資可能な認可を受けたプール型投資ファンド、退職年金基金を除く。）」と定める。
 - 最低投資額：一般的な個人投資家を保護する観点から、市中協議案では、最低投資額を100万米ドルに設定していた。他方で、バミューダやシンガポールなどのILSの主要なハブでは、最低投資額を設定することは一般的ではなく（例えば、バミューダ証券取引所に上場されているILSの最低取引金額は10万米ドル。シンガポールでは最低投資額にかかる規制はない。）、また、香港でILS市場を活性化させるため、最低投資額を25万米ドルに引き下げる。
 - 罰則：一般的な個人投資家を保護する観点から、ILSのプライマリー取引およびリパッケージを含むセカンダリー取引ともに、規則に違反した場合には罰金もしくは懲役の罰則が適用されるべきである。したがって、市中協議案から不変とする。
- その他、ILSを発行するSPIとして認可を受けるためには、①SPIの出再者に対するすべての負債が資産によって完全に裏付けられていること、②特別目的事業の管理者と少なくとも2人の取締役を任命し、いずれの者もIAの適格性要件を満たすこと、③特別目的事業のみを営むこと、④ILSの販売に関する要件を含む関連する要件を遵守すること、等の要件を満たさなければならず、これらは市中協議案のままとされた。
- 今後、立法評議会に提出され、2021年3月末に2020年改正保険命令とともに施行される予定。

インプリケーション：市中協議の結果、最低投資額が25万米ドル（約26百万円）となり、機関投資家の一般的な投資規模に比して少額の取引が可能となった。これにより、分散投資を通じた一層のリスクヘッジを志向する機関投資家などによるILS投資に向けたインセンティブが高まるものと思料される。

（出所）IA ‘Consultation conclusions on the Insurance (Special Purpose Business) Rules’

C: FSB、2021年作業プログラムを公表（1月20日）

- FSB（金融安定理事会）が公表した2021年の作業プログラムの概要は以下のとおり。
 - Covid-19にかかる国際的な協力と協調：グローバルな金融システムにおける脆弱性を評価し、政策上の対応に関する情報を共有し、その効果を評価するとともに、時限的な措置のタイムリーな解除について協調し、既存の国際的な金融規制の基準についての政策上の対応における柔軟性と整合性をモニターする。
 - 非銀行金融仲介（NBFI）：MMF、オープンエンド型ファンド、マージン・コール、債券市場の流動性、クロスボーダーでの米ドル調達を含む、2020年11月の報告書「3月の市場の混乱の全体的なレビュー」において特定した事項にフォーカスする。債券市場の流動性に関するG20金融規制改革の効果の評価を開始する。
 - 中央清算機関（CCP）のレジリエンスと再建、破綻処理：CCPのレジリエンスと破綻処理のし易さをさらに強化するための再建および破綻処理における財務的なリソースに関する国際的な方針の必要性を検討し、必要に応じて、

それを策定する。

- クロスボーダー決済：コスト、スピード、透明性、アクセスにかかる定量的なターゲットの開発、クロスボーダー決済の機能や規制、監督に関する既存のデータ枠組みのストックテイク、クロスボーダー決済にかかるグローバルなデジタルの一意識別子（Unique Identifier）の範囲とそれを開発するための障害の調査を含む、2020年10月のロードマップ「クロスボーダー決済の強化（Enhancing Cross-border Payments）」において示したアクションを実施する。
- 気候変動とサステナブル・ファイナンス：グローバルに比較可能で、高品質で、監査可能な、TCFD提言に基づく開示の基準を促進する方法を検討し、また、金融機関における気候リスクへの対応に対する規制・監督上のアプローチをレビューする。
- 金利ベンチマーク：LIBORからより強固なベンチマークへの移行を引き続きサポートし、また、移行の進捗についてG20に報告する。
- サイバーとオペレーショナル・レジリエンス：サイバー・インシデントの規制上の報告のコンバージェンスの範囲、および、2018年に作成した「サイバー用語集（Cyber Lexicon）」の改訂の必要性について検討する。

インプリケーション：保険セクターとの関係では、気候変動とサステナブル・ファイナンス、オペレーショナル・レジリエンスの各分野におけるFSBの取組みがどの程度進展するかが関心事項の一つであると考えられる。

（出所）FSB ‘FSB Work Programme for 2021’

D: EIOPA、流動性ストレス・テストの方法論原則に関する文書を公表（1月26日）

- 欧州保険・年金監督局（EIOPA）は、保険会社のストレス・テストの方法論原則（methodological principles）に関する一連の文書の2つ目として、流動性ストレス・テストの方法論原則に関する文書を公表した。同文書の目的は、保険会社の流動性ショックに対する脆弱性を評価するためのボトムアップのストレス・テストの設計に利用できる方法論原則を示すこと。主な内容は以下のとおり。
 - 範囲：範囲の設定（例えば、グループか単体か）は、分析の粒度とグループ・レベルでの流動性管理の実務などを勘案して、ストレス・テストの設計フェーズで定義すべき。グループ・レベルで流動性管理を行っている場合には、グループ内の会社間で共有される流動性のソースやグループ内の流動性移転について（例えば、調達可能性や移転可能性の観点から）詳述することが求められる。
 - 流動性リスクのソース：イベントを特定し、資本や流動性への影響を分析することが重要。
 - 流動性リスクの測定手法：現状、標準的な手法はない。流動性ポジションの評価には、バランスシート・アプローチ（ストック・ベース）とキャッシュフロー・アプローチ（フロー・ベース）の二つのアプローチがある。EIOPAは、ストック・ベースと定型化したフロー・ベースの双方を用い、徐々に高度化していくアプローチを志向する。
 - 指標：ストック・ベースでは「流動性資産／流動性負債」、フロー・ベースでは「ネット・フロー（比率）」、持続可能性として「ネット・フロー＋流動性資産」あるいは「流動性資産／ネット・フロー」などが考えられる。持続可能性指標は、ストックとネットを統合した概念。それぞれの指標にメリット、デメリットがある。
 - 流動性ショック：保険会社の流動性ポジションは、異なる時間軸やシナリオの下における流動性ソースや流動性ニーズを測定することによって検証される。時間軸について、例えば、短期（1～5日）、中期（30～90日）、長期（6～12か月）とし、リスクのソースによって、どの時間軸で分析することが適当であるかを検討する。

インプリケーション：本原則が保険会社の流動性ストレス・テストの向上につながる事が期待される。特に、グループ・レベルでの流動性管理の観点から、グループ内の調達可能性や移転可能性についてより詳細に検討することが求められた点は注目に値する。この点は、日本の保険会社のグループ・レベルでの流動性リスク管理などにおいて向上が求められるポイントの一つであると思料される。

(出所) EIOPA ‘EIOPA publishes the second paper on the methodological principles of insurance stress testing with focus on liquidity’

E: EIOPA、オープン・インシュアランスに関する市中協議を開始（1月28日）

- 欧州保険・年金監督局（EIOPA）は、4月28日を期限として、「オープン・インシュアランス：保険関連のデータへのアクセスと共有」と題するディスカッション・ペーパーを市中協議に付した。
- オープン・インシュアランスには統一的な定義はないものの、EIOPAは、オープン・インシュアランスを「APIを経由して保険関連の個人的および非個人的なデータにアクセスし、また、共有すること」であると考えている。EIOPAは、保険契約者の権利の保護と商品やサービスにおけるイノベーションの促進の観点から、保険関連の個々の保険契約者のデータが、保険会社や非保険会社との間で共有されることによって、保険のバリュー・チェーンがどの程度「開放」されるべきであるかについて検討している。
- 同市中協議文書は、①オープン・インシュアランスの定義とユース・ケース、②オープン・インシュアランスのリスクとベネフィット、③規制上の障壁、④健全なオープン・インシュアランスの枠組みの構築のために検討すべき潜在的な分野、の4つの論点を取り扱っている。主な内容は以下のとおり。
 - 背景：一般データ保護規則（GDPR）や決済サービス指令（PSD2）、欧州委員会データ戦略、デジタル・ファイナンス戦略（DFS）などの最近のEUの政策は、データドリブンのイノベーションやデータ・フローの重要性を認識しており、オープン・ファイナンスに関する議論は、銀行セクターや決済サービスを中心に進展してきている。また、DFSにおいて、「欧州委員会は、より広範なデータ・アクセスに関するイニシアティブを踏まえた新たなオープン・ファイナンスの枠組みのための法案を2022年半ばまでに提案する」とされている。加えて、保険セクターにおいても、オープン・インシュアランスに類似したインフラストラクチャーが出現してきている。
 - 定義：オープン・インシュアランスは、消費者、業界、監督当局の3つの側面から検討できる。オープン・インシュアランスは、消費者にはより良い商品やサービスを提供し、業界にはイノベーションの機会を提供し、また、監督当局には新たな監督上のツールを提供し得る。
 - EIOPAの理解：APIを通じた個人データなどの交換は、保険セクターでも行われるようになってきている。このことは、消費者のニーズや期待の変化に対応する際に、業界全体としてイノベーションを活性化し、また、ビジネスの機敏性（agility）を高め得る。他方で、データ・セキュリティ、サイバー・リスク、相互運用上の課題、法的責任、倫理やその他の消費者保護上の問題などの新たなリスクを生じさせ得る。AIや機械学習と組み合わせることによってデータの共有が進むと、金融的な排除（financial exclusion）が高まる可能性もある。重要なことは、イノベーションや効率化、消費者保護、金融安定をサポートしつつ、データ保護、保険、競争に関する規制におけるバランスを見つけること。
 - 健全なオープン・インシュアランスの枠組みを構築するためには、①規制・監督上の観点から異なるオープン・インシュアランスのアプローチ（例えば、被規制保険セクター内でのデータ共有を義務付けるか、第三者とのデータ共有を義務付けるか、特定のビジネス・ラインについてのみデータ共有を義務付けるか、データ共有に対する自主規制を認めるか、など。）②適切な監視・監督の枠組み、③データ保護とデジタル倫理、④相互利用可能なデータ共有の枠組

みとAPIに関する基準、などについてさらなる検討が必要。

インプリケーション：同市中協議文書では、保険セクターにおけるオープン・インシュアランス（オープンAPI）のプラクティスとして、オーストリア、イタリア、ベルギー、スペインなどにおける事例が紹介されている。日本では、例えば、金融庁の2019事務年度金融行政方針において「オープンAPIを含むオープン・アーキテクチャの推進」が掲げられていたものの、現状、オープンAPIにかかる議論は、専ら銀行セクターにおいて進展しているものと考えられる。他方で、欧州等の状況を踏まえると、今後、日本の保険セクターにおいてもオープンAPIにかかる取組みが活発になることが想定される。したがって、欧州の保険セクターにおけるオープンAPIにかかる規制・監督の枠組みの構築に向けた本取組みは、日本においても参考になるものと思料される。

（出所）EIOPA ‘EIOPA consults on open insurance’

F: EIOPA、資本要件の追加に関する年次報告書を公表（1月28日）

- 欧州保険・年金監督局（EIOPA）は、2019年における資本要件の追加（capital add-ons）の実施状況をまとめた年次報告書を公表した。主な内容は以下のとおり。
 - 9つの国の当局が単体保険会社19社に対して資本要件の追加を求めた（2018年は、8つの国の当局、21の単体保険会社）。保険会社の種類別に見ると、生保が5社、損保が9社、再保険が4社、生損保兼営が1社。国別では、英国が9社（前年は12社）、ノルウェーとフランスがそれぞれ2社、その他の6か国がそれぞれ1社。英国は、保険グループ3社に対しても資本要件の追加を求めた。
 - 資本要件の追加を求められた保険会社について見ると、SCRの構成要素の38%が追加で求められた資本要件となっている。

インプリケーション：英国は、ソルベンシーIIの枠組みにおいて資本要件の追加という監督上のツールを最も利用してきている国の一つであると言える。英国では、現在、保険会社に対するソルベンシー規制の見直しが行われている。英国財務省が2020年10月に公表した市中協議文書「Review of Solvency II: Call for Evidence」において示している同規制の見直しの大きな柱の一つがSCRの計算である。同文書は、「資本要件の追加は限られた状況において適用できる」と述べるとともに、「保険会社が適切な水準の資本を保有することを確保するための監督上のツールにはどのようなものがあるか」との質問を投げかけている。この点に関し、今後どのような議論が展開されるのか、注目に値する。

（出所）EIOPA ‘EIOPA publishes annual report on the use of capital add-ons under Solvency II’

G: 豪 APRA、2021年の監督方針を発表（2月1日）

- オーストラリア健全性規制庁（APRA）は、2021年の政策上および監督上の優先事項をそれぞれ公表した。全セクターに共通するそれぞれの優先事項の概要は以下のとおり。

政策上の目的	政策上の優先事項	監督上の優先事項
金融システムのレジリエンスの維持	<ul style="list-style-type: none"> ■ 再建および破綻処理：再建および破綻処理に関する新たな健全性基準の策定（2021年終わりから2022年初めに市中協議を実施。）。 ■ オペレーショナル・レジリエンス：オペレーショナル・レジリエンスに関する新たな基準の策定（オペレーショナル・リスク管理にフォーカスした基準の導入を含む。） ■ ストレス・テスト：2021年後半にストレス・テストに関する新たなガイダンス案を公表。 ■ 気候関連の財務リスク：気候変動にかかる新たなガイダンスの策定（2021年前半に市中協議を実施し、年内に最終化。） 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 被規制金融機関の財政上の安全と健全性の確保：定期的なストレス・テストなどを通じてレジリエンスが維持されることを確保。 ■ 再建および破綻処理：再建計画の信頼性の向上を図る。破綻処理戦略を整備する。 ■ 気候変動：2018年の気候リスク調査に参加した金融機関のレビューを実施中。その結果は、気候リスクにかかるガイダンスの策定や今後の監督に活用する。また、気候脆弱性評価（CVA）の枠組みを策定中。2021年から、大手銀行を手始めとしてCVAを実施し、気候変動リスクへの潜在的なエクスポージャーを分析する。
ガバナンス、カルチャー、報酬および説明責任（GCRA）のトランスフォーメーション	<ul style="list-style-type: none"> ■ ガバナンスとリスク管理：ガバナンスとリスク管理に関する健全性基準の見直しを継続。2022年に市中協議を実施予定。 ■ 報酬：2020年に市中協議に付した報酬基準案を2021年半ばに最終化し、2023年から段階的に実施予定。報酬に関する健全性実務ガイドと報告・開示要件を2021年後半に市中協議に付す予定。 ■ 説明責任：財務省が策定を進めている金融説明責任制度（Financial Accountability Regime: FAR）をサポート。2021年にも市中協議に付されるFARが最終化された後、APRAは適格性（fit and proper）に関する基準を改訂する予定。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ GCRA：報酬基準の策定後、いくつかの金融機関を対象に、実施状況の評価を行う。また、ガバナンスやリスク・カルチャー・プラクティスの改善を引き続き促す。
金融システム全体のサイバー・レジリエンスの向上	-	<ul style="list-style-type: none"> ■ サイバー・レジリエンスの向上：サイバー・プラクティスにおける脆弱性を特定し対応するため、情報セキュリティ基準の遵守状況を評価。

- 保険セクター固有の優先事項は、①AASB 17（オーストラリア版IFRS 17）の導入、②私的健康保険の資本枠組みの強

化、③事業中断保険のモニタリング、④再保険を通じた回収可能性の確保の観点から、母国当局とも協力しつつ、在豪保険子会社の親会社の資本管理のアプローチやオーストラリアの再保険会社が利用可能な資本サポートについての理解を深めること、など。

インプリケーション：再建および破綻処理、オペレーショナル・レジリエンス、ストレス・テスト、気候変動などは、欧州などにおいても規制・監督上の取組みが進展している分野であり、それらの分野においてオーストラリアがどのようなアプローチを志向するのか、注目に値する。加えて、再建および破綻処理計画の策定や気候変動にかかる取組みについて、これらは必ずしもローカルで完結するものではなく、したがって、オーストラリアに進出している日本の保険会社にも一定程度の影響を与えるものであると考えられる。

(出所) APRA ‘APRA releases its policy and supervision priorities for 2021’

H: EC、欧州監督機構に対してデジタル金融にかかる技術的助言を求める（2月2日）

- 欧州委員会（EC）は、欧州監督機構（ESAs。欧州銀行監督機構（EBA）、欧州保険・年金監督局（EIOPA）、欧州証券市場監督局（ESMA）から成る。）に対し、デジタル金融戦略にかかる主要な論点について、金融規制・監督のあり方に関する技術的な助言を求めた。要請の概要は以下のとおり。
 - 背景：デジタル・トランスフォーメーションは、企業や人にベネフィットをもたらすとともに、金融安定、消費者保護、市場の清廉性や公正な競争、安全性を確保するための現在の規制監督上の枠組みに課題をもたらす。2020年9月に採択されたデジタル金融戦略（DFS）は、現在の金融サービスの規制枠組みのレビューを行うことを示唆している。ECは、DFSにおいて、EUの健全性およびコンダクト規制・監督の枠組みを、テクノロジー・プロバイダーや金融サービスを提供する新たな参入者を含む新しい金融エコシステムに適応するものにしていくという意思を示している。また、2020年12月に出されたデジタル市場法案では、ゲートキーパー・プラットフォームに対する事前の規制とコンダクトおよび競争上有害なリスクに対応するEUレベルの新たな監督枠組みを設けることを提案している。
 - 今般のESAsに対する意見照会は、現在の金融サービスの規制枠組みのレビューの事前準備として、「同じ活動、同じリスク、同じ規制」という観点から、以下のような論点について技術的な助言を求めるもの。
 - より断片化した、非統合的なバリュー・チェーンの規制と監督：どのような状況下において、より断片化した、非統合的なバリュー・チェーンが、金融安定や市場の清廉性、消費者保護などの観点から、想定されていないリスクや監督上の課題をもたらすか。規制・監督上の課題については、特に、複数のセクターにまたがる被規制金融サービス業者間における協業、テック・カンパニーと金融サービス業者間における協業、金融サービス業者とEU域外に設立されたEU域内で活動する被規制企業との間における協業から生じ得るものにフォーカスする。
 - プラットフォームと様々な金融サービスのバンドリング：複数のEU域内国において活動する、金融商品やサービスを提供するプラットフォームがどの程度効果的に規制・監督されているか。現在の規制・監督の枠組みを変更する必要があるか。また、現在の監督当局が十分な人材を有しているか。
 - 異なる活動を統合するグループのリスク：レベル・プレイング・フィールドの観点から、現在のグループ規制・監督の枠組みは適切であるか。巨大なテック・カンパニーなど、複数の活動を行うグループについて、どのようなリスクがあるか、また、現行の免許や規制要件は適当であるか。
 - その他の論点（ノンバンク・レンディング等）：EUの金融規制の枠組みの外にある金融仲介機関が提供する貸付はどの程度あり、また、そのような金融仲介機関に対してどのように規制・監督上対応すべきであるか。

- 今後、ESAsは、バリュー・チェーン、プラットフォーム、複数のグループ活動の3つの論点について、2021年10月31日までに中間報告を、2022年1月末までに最終報告を行う。ノンバンク・レンディングについては、EBAが2022年3月31日までに最終報告を行う。

インプリケーション：非金融会社による金融セクターへの参入が、直接的あるいは間接的に様々な形で進展する中、消費者保護やレベル・プレイング・フィールドの確保の観点から、すべてのセクター参加者が適切な規制・監督に従うことは非常に重要であると考えられる。特に、（巨大な）テック・カンパニーやプラットフォームに対する規制・監督の枠組みの整備は喫緊の課題の一つであると考えられる。その意味で、この分野における議論がさらに進展することが期待される。

（出所） EC ‘Request to EBA, EIOPA and ESMA for technical advice on digital finance and related issues’

I: 英 PRA、ゼロ金利への対応にかかるフォローアップ・レターを发出（2月4日）

- 英国健全性監督機構（PRA）は、金融機関のCEOに宛てて、ゼロもしくはマイナス金利への対応にかかるフォローアップ・レターを发出した。同レターの概要は以下のとおり。
 - 本レターは、2020年10月12日に发出した、ゼロもしくはマイナス金利への準備状況について情報の提供を求めるレターに続くもの。
 - 10月のレターに対する回答は、金融機関はゼロに近い金利にほぼ対応することができる状況にあり、また、マイナス金利よりもゼロ金利の方が金融機関のオペレーションに与える影響は小さい、というものであった。保険会社について、銀行セクターと比べると、オペレーションへの影響は少ないとの回答があった。その主な理由の一つは、保険契約において中央銀行の政策金利を参照することがほぼ無いこと。
 - そうした回答を受け、PRAは、大多数の金融機関はマイナス金利に対応するための（短期的な）戦術的な施策を6か月以内に講じることができるものと理解した。現在、PRAは、戦術的な施策について金融機関と対話を行っているところ。（長期的な）戦略的な施策については、多くの金融機関が、対応に時間を要すると回答している。長期的な施策は他の重要なプロジェクトの優先度の再検討なども必要となると思われるため、PRAは、金融機関が戦略的な施策を講じることが現時点では期待していない。

（出所） PRA ‘Letter from Sam Woods – Feedback: Operational readiness for a zero or negative Bank Rate’

J: 米 NY州当局、サイバー保険の引受にかかるガイダンスを发出（2月4日）

- 米国ニューヨーク州金融サービス局（DFS）は、損害保険会社によるサイバー保険の引受にかかるガイダンスである「サイバー保険リスク枠組み」を发出した。
- DFSは、①サイバー保険はサイバー・リスク管理において重要な役割を果たしており、したがって、我々のゴールは、サステナブルで健全なサイバー保険市場の継続的な成長を促すことである、②サイバー・リスクを効果的にプライシングする強固なサイバー保険市場は、サイバーセキュリティを改善するものである、③ランサムウェア攻撃に対する身代金の支払い要求には反対することを提言する、などと述べている。
- 同枠組みの概要は以下のとおり。
 - サイバー保険リスク戦略の策定：サイバー保険を引き受ける保険会社は、経営陣と取締役会によって承認された、サイバー保険リスクを測定するための公式な戦略を有するべき。同戦略は、リスクの定性的および定量的な目標を含むべき。

- サイレント・サイバー保険リスクに対するエクスポージャーの管理：保険会社は、サイレント・サイバー保険リスクに晒されていないかどうかを確認し、適切な措置を講じるべき。究極的には、保険会社は、約款を明確化することにより、サイレント・サイバー・リスクを取り除くべき。ただし、それには時間を要することから、再保険の購入など、リスクを緩和するための措置も講じるべき。
- システミック・リスクの評価：保険会社は、サードパーティーへの依存などによって生じ得るシステミック・リスクを評価すべき。保険会社は、被保険者が利用する重要なサードパーティーを理解し、そうしたサードパーティーに生じ得る（したがって、被保険者、さらには保険会社に影響を及ぼし得る）巨大なサイバー・イベントの影響をモデル化すべき。保険会社は、サイバーセキュリティ・ストレス・テストを実施すべき。
- 保険リスクの測定：保険会社は、各被保険者のサイバー・リスクを評価するための、データドリブンで包括的な計画を有するべき。
- 被保険者と保険商品開発者の教育：保険会社は、サイバーセキュリティへの対策を講じることの価値にかかる情報を提供すべき。
- サイバーセキュリティ専門家の雇用：保険会社はサイバーセキュリティ専門家を雇用すべき。
- 法執行機関への通知：サイバー保険には「被害者は法執行機関に通知する」という条項を含むべき。

インプリケーション：同枠組みは、日本の保険会社にとっても有用な指針を提供するものであると考えられる。なお、米国においては、複数の（再）保険会社がサイバー・リスクを積極的に引き受けていることから、今後、さらに詳細な監督上のガイドラインなどが策定されることも想定される。

（出所）DFS ‘[Superintendent Lacewell Announces DFS Issues Cybersecurity Insurance Risk Framework](#)’

K: ESAs、欧州サステナブル金融開示規則の技術的基準案を欧州委員会に提出（2月4日）

- 欧州監督機構（ESAs）は、サステナブル金融開示規制（Sustainable Finance Disclosure Regulation: SFDR）にかかる規制上の技術的な基準（Regulatory Technical Standards: RTS）案を欧州委員会（EC）に提出した。同RTS案に関しては、これまでに市中協議（2020年4月）および開示テンプレートにかかるサーベイ（同9月）などを行ってきた。
- 同RTS案は、2019年11月に採択されたSFDR（適用開始は2021年3月）に対応するもの。SFDRは、金融市場参加者（金融商品の組成者）やファイナンシャル・アドバイザー（以下「金融市場参加者等」）、金融商品のためのサステナビリティ開示の要件を定めるものであり、その目的は、サステナビリティ関連の開示の透明性と比較可能性の向上を図ること。SFDRでは主に以下のような事項を規定している。
 - 金融市場参加者等は、投資意思決定や投資アドバイス（以下「投資意思決定等」）におけるサステナビリティ・リスクの考慮にかかる方針をウェブサイトを開示する。
 - 金融市場参加者等は、エンティティ・レベルで、サステナビリティ要素に与える主要な負の影響を投資意思決定等において考慮しているか等にかかる情報をウェブサイトを開示する。
 - 金融市場参加者等は、金融商品レベルで、投資意思決定等におけるサステナビリティ・リスクの考慮の方法等を契約前に開示する。
 - 金融商品が環境や社会性の特徴やサステナブル投資を宣伝する場合、金融市場参加者等は、関連する情報を契約前に開示するとともに、そのウェブサイトや年次報告で開示する。

➤ ESAsは、関連するRTS案を作成する。

- 同RTS案は、①「重大に害することはない（DNSH）」原則にかかる情報の表示や内容の詳細、②気候や環境関連の影響などのサステナブルな要素の投資意思決定への影響にかかるデュー・デリジェンス方針、③環境や社会的な商品に関する契約前情報、などのSFDRにおける開示義務にかかる詳細な規則を提供するもの。その構成は次のとおり：（a）金融市場参加者等によるサステナブル上の主要な悪影響にかかる透明性に関する規定（主要な悪影響の概要、それを特定し、それに対処するための方針、悪影響を考慮していないことのアステートメントなど）、（b）契約前開示に関する規定、（c）ウェブサイト上での開示に関する規定、（d）定期報告における開示に関する規定、（e）開示テンプレート等。
- 今後、ECは、3か月以内にRTSを採択することが期待される。なお、本基準（一部を除く。）の適用開始時期として2022年1月が提案されている。

インプリケーション：開示される情報の透明性と比較可能性の向上を図ることとあわせ、消費者が開示された情報を理解できるようにしていくことも重要であると考えられる。そうした観点から、同基準案で提案されている詳細な開示テンプレートは、継続的に改良されていくことも想定される。

（出所）EIOPA ‘The three European Supervisory Authorities publish Final Report and draft RTS on disclosures under SFDR’

L: 米 NAIC、2021 年の優先課題を公表（2月9日）

- 全米保険監督官協会（NAIC）は、2021年の6つの戦略上の優先事項を公表した。その概要は以下のとおり。
 - Covid-19：前年に引き続き、消費者保護がCovid-19によってもたらされる変化に対応できていることを確保するために必要なツールを開発する。
 - 長期介護（LTC）保険：州当局は、LTC保険の料率レビューにかかる（州間での取扱いの）整合性の向上、保険会社の責任準備金の適切性の検証、革新的な商品の提供、LTC保険にかかる政策について連邦政府の政策立案者との関与、LTC保険や代替商品にかかる消費者教育の推進、などに引き続き取り組む。
 - 人種と保険：NAICの人種と保険特別委員会を通じて、有色人種や歴史的に不平等な取扱いを受けてきたグループに対する保険商品の利用可能性と購買可能性を確保するとともに、保険セクターにおけるダイバーシティとインクルージョンを促進する。
 - 気候リスクとレジリエンシー：NAICは、各州がレジリエンシーを促進し、保険市場の安定性を確保することができるよう、気候関連のリスクやレジリエンシーの評価や開示にかかる取組みについて、州当局、連邦政府、国際的なステークホルダーと協働する。具体的には、NAICの気候とレジリエンシー・タスクフォースは、①保険セクターにおける適切な気候リスクの開示を検討し、②気候リスクとレジリエンシーに対する金融規制のアプローチを評価し、③気候リスクやレジリエンシーに対する保険会社の革新的なソリューションを検討し、④保険セクターに関連するサステナビリティ、レジリエンスおよび緩和（mitigation）にかかるイシューやソリューションを特定し、⑤災害が発生する前の緩和やレジリエンシー、レジリエンシーにおける州当局の役割を検討する。
 - 消費者データのプライバシー：多様な商業、金融、テクノロジー企業による消費者データの利用にかかる規制上の懸念が高まっている。NAICは、消費者データのプライバシーが保護されるよう、現状の保険プライバシー保護にかかる規制をレビューし、モニターし、アップデートする。

- ビッグ・データと人工知能（AI）：州当局は、非保険の消費者データの利用によるベネフィットと潜在的な意図せざる結果を継続的に評価する。保険セクターのためのAI原則を採択したように、NAICは、消費者本位のイノベーションを促しつつ、保険会社のコンプライアンスをモニターし監督するための規制上のプラクティスの策定にコミットしている。

インプリケーション：2020年7月に組成されたNAICの気候とレジリエンスに関するタスクフォースは精力的な活動を行っているようであり、同タスクフォースの今後の取組みは注目に値する。その他、グループ・ソルベンシー規制は2021年の優先課題として取り上げられていない点は興味深い。2020年12月にグループ資本基準が採択されたことがその一因ではないかと推察される。他方で、今後、同基準にかかる詳細な規則の策定が行われると思料される。その中で、米国のグループ資本基準がIAISが現在開発中の保険資本基準（ICS）との関係でどのように整理されるかなど、引き続き、政治的、技術的な議論は活発に行われることが想定される。したがって、米国にとってグループ資本基準は引き続き優先度が非常に高い課題であると思料される。

（出所）NAIC ‘NAIC Announces 2021 Regulatory Priorities’

M: ESAs、デジタル・オペレーショナル・レジリエンスにかかる意見を表明（2月9日）

- 欧州監督機構（ESAs）は、2020年9月に公表された金融セクターのデジタル・オペレーショナル・レジリエンス法（DORA）案に関する共同レターを発出した。主な内容は以下のとおり。
 - ESAsは、EUの金融機関のためのデジタル・オペレーショナル・レジリエンスに関する包括的な枠組みを設けるという目的を完全に支持している。2019年4月の共同提言でも指摘したとおり、重要なサードパーティ・プロバイダー（Critical Third Party Providers: CTPPs）のオペレーショナル・レジリエンスは、それを利用しているEUの金融セクターにとって主要な懸念である。したがって、CTPPsが金融セクターに提供するICTサービスをカバーする監督（oversight）枠組みを設けることを強く支持する。
 - 他方で、DORA案には以下のような課題があると認識している。
 - より合理的で効果的なガバナンスの必要性：新たな機関（監督フォーラム）を設けることは意思決定プロセスを複雑にし得る。また、複数の金融セクターでサービスを提供しているCTPPsを効果的に監督できる必要がある。ハイレベルな数名のメンバーで構成されるESAsのジョイント・ボードを設置することで、これらの課題は解決され得る。
 - 監督上の勧告とフォローアップの一貫性の必要性：DORA案がESAsに付与している権限に関し、ESAsには勧告を出す権限はあるものの、その実行のフォローアップは個々の監督当局に委ねられている。また、監督当局は、監督下にある金融機関を通じてCTPPsに対応を求めることしかできない。ESAsがフォローアップに関与できるようになり、また、EUレベルでCTPPsに対応を求めることができるようになれば、これらの課題は解決し得る。
 - 十分なリソースの必要性：DORA案が求めている規制上の整備を行うための十分なリソースがESAsにない。
 - よりプロポーショナルなDORAの必要性：適用範囲に関し、より包括的な比例原則を採り入れる必要がある。

インプリケーション：CTPPsは金融セクターにおいてますます重要な機能や役割を果たすようになってきている。したがって、金融システムの安定や消費者保護の観点などから、CTPPsに対する効果的な規制・監督のあり方を検討することは非常に重要であると考えられる。

（出所）EIOPA ‘ESAs letter on the Digital Operational Resilience Act (DORA)’

N: 英政府、グリーン・ファイナンスの研究機関に資金を拠出（2月15日）

- 英国政府は、リーズとロンドンに拠点を置くグリーン・ファイナンスのリサーチ・ハブ「グリーン・ファイナンス投資センター（UK Centre for Greening Finance and Investment: CGFI）」に1,000万ポンドを拠出することを発表した。本イニシアティブは、2020年11月に公表された「グリーン産業革命のための10のアクション・プラン」、同年12月に公表された「エネルギー白書」に続くもの。
- 2021年4月に開設されるCGFIは、環境や気候変動による影響を勘案した投資や事業上の意思決定をサポートするために、世界の金融機関に対して、データやアナリティクスを提供することが予定されている。CGFIの概要は以下のとおり。
 - CGFIは、オックスフォード大学が主催し、リーズ大学やインペリアル・カレッジ・ロンドン、科学技術施設会議等の英国の主要な機関が参加するコンソーシアム。
 - CGFIは、金融機関による気候・環境データとアナリティクスの利用を加速させるために設立された国立センターで、世界銀行や国連環境計画・金融イニシアティブ（UNEP FI）などのグローバル・パートナーとも協働する、グローバルなイニシアティブ。
- イングランド銀行のSarah Breedenエグゼクティブ・ディレクターは、「気候・環境データやアナリティクスを意思決定に取り入れることによって、金融機関は、気候変動による財務上のリスクや機会を特定し、測定し、管理することができるようになる。それは、金融システムをそれらのリスクに対してレジリエントなものにし、ネット・ゼロへの移行をサポートするというイングランド銀行の目的を支持するものでもある。イングランド銀行は、CGFIが、今年予定されている気候変動にかかる隔年の探索的なストレス・テストを含む、気候変動の分野における金融機関の取組みをサポートすることを嬉しく思う。」と述べている。

インプリケーション：気候・環境リスクの評価におけるデータやツールの不足は、記事AでとりあげたUNEP FIの報告書を含む多くのレポートにおいて大きな課題の一つとして指摘されているところ。本イニシアティブは、そうした課題の解決の一助になるものと期待される。

（出所）UK Government ‘Leeds and London set to become global centres of green finance’

執筆者

小林 晋也 / Shinya Kobayashi

ディレクター

リスク管理戦略センター

リスクアドバイザー事業本部

有限責任監査法人トーマツ

日浦 優吾 / Yugo Hiura (記事A)

シニアマネジャー

ファイナンシャルインダストリー

リスクアドバイザー事業本部

有限責任監査法人トーマツ

小林 正幸 / Masayuki Kobayashi (記事B)

マネジャー

ファイナンシャルインダストリー

リスクアドバイザー事業本部

有限責任監査法人トーマツ

Deloitte.

デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート リソリューション合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市以上に 1 万名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト（www.deloitte.com/jp）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連するプロフェッショナルサービスの分野で世界最大級の規模を有し、150 を超える国・地域にわたるメンバーファームや関係法人のグローバルネットワーク（総称して“デロイトネットワーク”）を通じ Fortune Global 500® の 8 割の企業に対してサービスを提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 312,000 名の専門家については、（www.deloitte.com）をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。また DTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接また間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTL ならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2021. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001